

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 P C D S (太平洋軍備撤廃運動)／平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

●編集責任者 梅林宏道
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

10 95/12/1

東南アジア、アフリカの非核地帯化

近づく非核南半球の時代 寄港問題は各国判断

「東南アジア非核兵器地帯条約」が、今月バンコクで開かれるASEAN首脳会議において、ASEAN7か国にカンボジア、ラオス、ビルマを加えた10か国によって採択される予定である。そこから調印が始まると、必要数の国が批准すれば、アジア初の広域非核兵器地帯が生まれる。また、アフリカ統一機構(OAU)と国連が共同でまとめた「アフリカ非核兵器地帯条約」も、うまくゆけば来年初めには発効にこぎつける見通しである。二つの新しい非核地帯が実現すれば、地球の南半分が非核地帯となる。

現在地球上には1968年に発効したラン・アメリカのトラテロルコ条約と、86年に発効した南太平洋のラロトンガ条約という二つの非核地帯条約がある。また、やや性格が異なるが、あらゆる軍事利用を禁止した南極条約(61年発効)がある。これに、東南アジア非核兵器地帯条約と南アフリカ非核兵器地帯条約が加わると、公海を除く南半球が、核兵器禁止地帯として包みこまれることになる。被爆国日本が、世界の非核化になんら貢献できない現状が、あらためて地図の上で問われることになるであろう。

新しく作られようとしている二つの非核地帯化条約の草案(アフリカ非核地帯化条約の最新の草案はペリンダバ草案と呼ばれる)入手することができたので、ここでは、既存の条約と比較しながら二点について考察する。

非核地帯の適用地域

第一に、非核地帯に含まれるべき区域を、どのように規定しているかを比較する。トラテロルコ条約もラロトンガ条約も、緯度、経度と地図で示された部分の非核地帯化を掲げている。その結果、条約は広い海洋区域の非核化を規定することになっている。しかし、東南アジアとアフリカの条約草案は、表現の違いがある

が、構成国の領土、周辺水域のみを非核地帯として規定している。すなわち「東南アジア非核地帯条約」草案は、

「東南アジア非核地帯」とは、東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域を意味する。」

「領土」とは、国土、内水、領海、群島水域、その海底、地下およびそれらの

上空を意味する。」

と規定し、南アフリカ非核地帯条約のペリンダバ草案は、

「アフリカ非核地帯とは、アフリカ大陸、OAUに所属する島嶼国、およびOAUの決議においてアフリカの一部であると見なされているすべての島嶼の領
(2ページへつづく)

注目すべき オーストラリア・イニシャチブ 核廃絶へ国家的リーダーシップ —日本はどうした?

フランスの核実験が行った侮辱は、思わずところで大きな変化を生み出しつつある。オーストラリアを本気にさせたのだ。

10月24日、キャンベラで行われたキーティング首相の演説は、実行に移されたならば、歴史に残るものになるだろう。「もし、この(フランス核実験の)苦い経験を、核兵器の挑戦を受けて立つテコにするならば、ここから大きな利益を引き出すことができるのではないか、と私は最近ますます確信するようになった。」と、彼は述べた。そしてオーストラリアの決意は、核兵器の完全な廃棄を達成す

ることであると再確認した上で、そのための具体的な方法を同志の国が共同で発展させることを提案したのである。単に提案するだけではなくて、オーストラリア自身は、世界中から人材を募って専門家委員会を発足させると発表した。「政府は、全世界から選んだ、見識と想像力に富む個人からなるグループを設立する。オーストラリアで十分な継続した会議を重ねたうえで、このグループは次の国連総会とジュネーブ軍縮会議に提出すべき報告書を作成することになる。」(3ページへつづく)

非核地帯条約の比較 核艦船・航空機の寄港問題関連条項

<p>ラテン・アメリカ核兵器禁止条約 (トラテロルコ条約、1967年2月14日調印、1968年4月22日発効)</p> <p>第1条(義務)</p> <p>1. 締約国は、自国の管轄下にある核物質および核施設を平和的目的のためにのみ使用すること並びに次のことを自国の領域において禁止し、および防止することをこの条約によって約束する。</p> <p>(a) 締約国自身が、直接もしくは間接に、第三者のために、または他のいずれかの態様によって、核兵器を方法のいかんを問わず実験し、使用し、製造し、生産しおよび取得すること。</p> <p>(b) 締約国自身が、もしくは第三者が締約国のためにまたは他のいずれかの態様によって、直接または間接に、核兵器を受領し、貯蔵し、設置し、配備しおよび、形態のいかんを問わず所有すること。</p>	<p>南太平洋非核地帯条約 (ラロトンガ条約、1985年8月6日調印、1986年12月11日発効)</p> <p>第2条(条約の適用)</p> <p>2. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利行使を害するものではなく、いかなる方法でも影響を与えるものではない。</p> <p>第5条(核爆発装置の配置の防止)</p> <p>1. 各締約国は、その領域においていかなる核爆発装置の配置をも防止することを約束する。</p> <p>2. 各締約国は、その主権的権利の行使において、外国の船舶および航空機による港および飛行場への寄港、外国の航空機による領空の通過、並びに無害通航、群島航路帯通航または海峡の横断通航の権利に含まれない方法での外国の船舶による領海または群島水域の航行を許可するか否かを自ら決定する自由を持つ。</p>
<p>東南アジア非核兵器地帯条約(案)</p> <p>第5条(外国の船舶および航空機)</p> <p>1. 本条約の第3条第1項(a)は、1982年の国連海洋条約および国連憲章の条項に従い、無害通航、群島航路帯通過または海峡の通過通航の権利を侵害しない。</p> <p>2. 締約国は、外国の船舶および航空機による港および飛行場への寄港、外国の飛行機による領空の通過、並びに無害通航、群島航路帯通航または海峡の横断通航の権利に含まれない方法での外国の船舶による領海または群島水域の航行、および外国の航空機によるこれらの水域の上空飛行を許可するか否かを独自に決定することができる。</p>	<p>アフリカ非核兵器地帯条約(案)(ペリンダバ草案)</p> <p>第2条(条約の適用)</p> <p>2. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利行使を害するものではなく、いかなる方法でも影響を与えるものではない。</p> <p>第5条(核爆発装置の配置の防止)</p> <p>1. 各締約国は、その領域においていかなる核爆発装置の配置をも禁止することを約束する。</p> <p>2. 条約の目的を侵害しない限りにおいて、各締約国は、その主権的権利の行使において、外国の船舶および航空機による港および飛行場への寄港、外国の航空機による領空の通過、並びに無害通航、群島航路帯通航または海峡の横断通航の権利に含まれない方法での外国の船舶による領海または群島水域の航行を許可するか否かを自ら決定する自由を持つ。</p>

条約の訳文は「世界の非核法・非核宣言集第一集」(日本機関紙出版センター)を基礎にした。

(1ページからつづく)
土を意味している。」

と規定している。領土の定義は東南アジア非核地帯条約と同じである。

周辺諸国との関係を考えると、これらの地帯設定はおむね妥当なものであると考えられる。アフリカ非核地帯の原案の中には、インド洋の英領チャゴス諸島も含まれているが、ここには領有権について争いがある。米軍基地のあるディエゴ・ガルシアは、英領チャゴス諸島の一部であるが、OAUに所属するモーリシャスが領有権を主張している。原案は、領有権問題は侵さないというただし書きを添えている。

核艦船・航空機の扱い

第二に、もう一つの懸案である軍艦や航空機に搭載されている、核兵器の持ち込み問題を考察する。比較のために、

この問題に関連する条項を表にまとめて整理した。

過去の非核地帯条約に、軍艦や航空機による核兵器の一時持ち込みを明確に禁止したものは存在しない。

もっとも早く実現したトラテロルコ条約では、核艦船・航空機の寄港問題に特別の関心を払っていない。表には一般的の禁止条項を掲げたが、(b)に規定されている受領、貯蔵、設置、配備、所有のうちいずれにも、そのものずばりでは該当しない。配備が該当すると主張できるが、解釈上の争いは避けられない。

ラロトンガ条約成立のときには、核艦船問題が大きな争点の一つになっていた。しかし、一致してこれを禁止する合意は得られず、条約上は、「(締約国が)許可するか否かを自ら決定する自由を持つ」とされ、各国の自主的判断に任せることをとっている。

新しくできようとしている二つの条約

も、ほぼこれと同じ方式でこの問題を扱っている。その意味で条約は、まだまだ多くの国がアメリカの圧力下にある現実を反映している。

しかし、少しづつ新要素が加味されていて注目したい。東南アジア非核地帯条約では、群島水域の上空を核搭載航空機が通過することについての規制が、各国の判断によって可能であることが明記されている。これは、たとえばフィリピンのように憲法に非核条項をもっている国が、群島水域の上空まで非核化するのに役立つ可能性がある。

また、アフリカ非核地帯条約では、各の自由裁量を認めながらも、「条約の目的を侵害しない限りにおいて」と枠を定めている。つまり、明らかに核兵器が搭載されているような軍艦の寄港は、その精神において許されない」という意味が、この条文に込められていると考えられる。(梅林宏道、照屋みどり)◆◆

(1ページからつづく)

同じ趣旨は、エバンス外相の10月30日の国際司法裁判所における陳述でも繰り返された。傍聴したNGOもそれに注目した。(右の手紙参照)

最近の報道によると、11月26日、「核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会」が設立された。メンバーは15人でロートブラット(英物理学者、今年のノーベル平和賞)、マクナマラ(元米国防長官)、ロカル(元仏首相)、バトラー(元米戦略軍司令官)、今井隆吉(元日本軍縮大使)らが含まれている。◆◆

ハーグ—NGO核廃絶会議 「核廃絶2000」 (Abolition 2000) キャンペーンへ

11月5日、ハーグで「NGO核廃絶会議」の運動戦略会議が開催された。ニューヨークで結成されて以来はじめての会議である。名簿によると、ヨーロッパ各国、ロシア、アメリカ、ニュージーランド、日本などから51名が参加した。日本から出席した原水禁の金生さんから会議の内容を聴いた。

組織面で新しい前進があった。ニューヨークで採択した「声明」が、時間の経過を踏まえてわずかに修正され「核廃絶2000」と題する声明としてとらえ返された。そしてこれを実現する国際的な反核市民運動「核廃絶2000—核廃絶をめざす地球ネットワーク」(ABOLITION 2000 - A GLOBAL NETWORK TO ELIMINATE NUCLEAR WEAPONS) が発足することになった。幹事団として、とりあえず次の5団体が選ばれた。

- 国際平和ビューロー(スイス、IPB)
- 反核医師の会(ドイツ、IPPNW)
- 核時代平和財団(USA、NAPF)
- 西部州法律財団(USA、WSLF)
- 国際科学技術者ネットワーク(ドイツ、INES)

他に連絡先としてイギリスの核軍縮運動(CND)が加わり、アジア太平洋など地域的な連絡センターを作る必要性が合意された。情報ネットワークとしてまず機能することになるが、通信網、核実験、核廃絶条約、非合法性、核分裂物質、非核地帯、ヨーロッパ核、など九つのワーキング・グループも作られることになった。詳しくはPCDSまで。◆◆

「核廃絶2000」から オーストラリア政府への申し入れ

以下の手紙は1995年11月5日にハーグで開かれた「NGO核廃絶会議」での合意にもとづき、新しく始まった「核廃絶2000(Abolition 2000)」の5人の代表団が、ハーグのオーストラリア全権大使に手渡した手紙である。「核廃絶2000」の設立の経過を説明し、オーストラリア政府のイニシアチブへの協力を申し出している。

オーストラリア特命全権大使
H·E·M·ミカエル・ティト様

拝啓。

1995年10月24日の国連50周年記念スピーチにおいて、ポール・キーティング首相は、「私は核兵器のない世界が今や実現可能であると信じます。…オーストラリア政府は、核兵器のない世界という目的に向かって、いまやこれまで以上に決然とした運動を展開するときがきたと信じます」と宣言しました。この目的を進めるために、首相は「次回の国連総会、ジュネーブ軍縮会議に提出する報告を作成するため、オーストラリア政府は、見識と想像力に富む、全世界から選ばれた人々で構成されるグループを設立するつもりです」と述べました。

ガレス・エバンス外相は、1995年10月30日の国際司法裁判所での口頭陳述において、この首相の発言を詳しく述べ、作成される報告は、「目的を達成するためにとられねばならない実際的な手順を概観し、できるだけ早急に核兵器のない世界を達成する方法」を提案するものである、と説明しました。

私たちは、オーストラリア政府が、この大胆なビジョンを実行するイニシアチブをとられたことを賛賛します。

これに関連して、核兵器廃絶のための注目すべき新たな国際的市民運動に注目していただきたいと思います。「核廃絶2000—核兵器廃絶をめざす地球ネットワーク」と呼ばれるこのネットワークは、1995年4月から5月にかけて、ニューヨークで開かれた核不拡散条約(NPT)再検討・延長会議におけるダイナミックな過程において生まれました。会議の間、世界中から集まった同じ志をもったNGOが、彼らの共通の目的を前進させるため、毎日会合を持ちました。これらの会合から、並外れて詳細なコンセンサス文書が迅速にでき上りました。

その文書の中心的課題は、「有効な検証と執行のための条項を備え、核兵器の段階的除去を求める核兵器廃絶条約」について、ただちに交渉を始め、2000年までに締約することを求めていました。また、NGO声明はさらに、核廃絶の目的の推進のためにとられるべき10の具体的な方法について説明しています。(注:本誌第1号参照)

NPT再検討会議終了までに、世界中か

ら約200のグループがその声明に署名をしました。今日では、262の組織の署名が集まっています。これらの中には、核戦争防止のための国際医師の会(IPPNW)、国際平和ビューロー(IPB)、国際反核法律家協会(IALANA)、核拡散に反対する科学者・技術者国際ネットワーク、国際グリーンピース、非核独立太平洋運動(NFIP)、核軍縮キャンペーン(CND)、原水禁などなど、規模においても重要性においても最大級の多くの反核組織が含まれています。1995年11月5日のハーグでの会議において、これらのグループの代表者が、国際的に連携した核廃絶キャンペーンをすすめる戦略を話し合いました。その会議によって暫定的な組織形態が採用され、また、オーストラリア政府に申し入れを行うことが決定されました。

「核廃絶2000」ネットワークは、数日前に会議を開き、貴政府からの、核兵器のない世界を実現するためのダイナミックな国際プロジェクト・チームをつくるという提案について話し合いました。私たちの中に、このイニシアチブを探求するため、オーストラリア政府と対話を確立したいという強い関心がありました。とりわけネットワークは、プロジェクト・チームの構成と検討項目について提案をし、オーストラリア政府を援助する用意があります。

私たちのネットワークのつながりの中には、プロジェクト・チームへ専門的知識をもって貢献できる適切な専門家のみならず、核兵器のない世界のために永年活動してきた多くの「想像力に富む人々」が世界各地にいると、私たちは確信しています。

「核廃絶2000」ネットワークは、あなたの方のイニシアチブを歓迎していることを、繰り返して申し述べます。ネットワークは、この件に関して私たち代表団にオーストラリア政府と連絡をとるよう依頼したのです。

この重要な対話が続くことを楽しみにしています。

敬具。

1995年11月8日

「核廃絶2000—核兵器廃絶をめざす
地球ネットワーク」

ジャクリーヌ・カバッソー
マイケル・クリスト

米国平和運動家らの声明(11・18)

在日米軍は太平洋の非核化と非軍事化の障害

米国の平和運動家たちが沖縄民衆の闘いに応えて声明を発した。それは、沖縄の闘いとフランスの核実験に反対する太平洋民衆の闘いを一つの視野に入れ、太平洋の未来への希望を語っている。声明の全文と全署名者名を掲載する。

在日米軍および基地に関する声明

米国に住む者として、我々は米兵による沖縄の小学生の暴行事件を非難する。この犯罪は、日本人の米軍及び米軍基地への反対を強め、米国の平和唱道者の行動を呼び起した。

ワシントンは、日本に100以上の軍事施設と約45,000の兵を擁している。沖縄は、4分の3の軍事施設と3分の2の兵を抱えている。最近の政府の調査によると、80%の沖縄人は、米軍及び米軍基地の撤去もしくは縮小を望んでいる。

私たちは、沖縄の人々の反対を理解できる。平和を愛する彼(女)らは、第二次世界大戦末期に激しい戦闘にさらされた。彼(女)らは、主に農業を行っているが、米軍は彼(女)らの島の20%を占領した。最近の暴力事件は、この種のものでは最初のものではない。米軍の新聞「星条旗」によると、沖縄において、米国人は人口の4.2%であるが、暴行、殺人、強盗などの重犯の11.5%は米国人によるものである。その他の米軍及び基地があるゆえの害には、米軍飛行機の低空飛行による騒音、市民を殺害または負傷を負わせる米軍飛行機事故、公道越しの砲弾演習がある。

米国政府は、ソ連から日本を守るという目的をもって、冷

戦初期に日本への米軍駐在を正式なものにした。ソ連が崩壊し、その合理性も崩れた。

今日、米国、日本、その他の太平洋諸国は、核兵器のない非軍事化地域の設立にかかっている。この目的がいつの日か達成されるということが、日本において広がっている在日米軍および米軍基地に反対する民衆運動や、フランスの核実験に対する広範な反対などによって示されている。

日本における米軍や米軍基地の維持は、軍国主義の傾向を促進、強化するものであり、太平洋の非軍事化と非核化という最終目的の達成を妨げるものである。在日米軍基地は、ワシントンの以前と変わらぬ核戦争への関わりを、いまだに助けている。

我々は、沖縄および日本人々が外国の軍隊および軍事施設を撤去し、米国の軍事的占領の重荷を取り除こうとしている努力を支持する。我々は、クリントン政権が日本から米軍および基地を引き上げることを求める。これは、我々の一国家としての最高の利益にもなるであろう。

ジョン・M・ミラー (海外基地プロジェクト)
ブーン・シャーマー (フィリピン民衆の友)
オリビア・アベルセン (マサチューセッツ・ピース・アクション)
ジョー・ビーカー (調停評議会議長)
メック・ベンジャミン (グローバル・エクスチェンジ議長)
ルース・ベン (戦争抵抗連盟)
ノーム・チャムスキー (MIT言語学哲学部教授)
エイブラハム・コーエン (人権問題南海岸連盟)
マーク・コーエン
シスター・マリー・ダナハー (正義と平和のための地域センター)
デイブ・デリンジャー (著述家、平和活動家)
マイケル・ドッド (正義と平和コロンバン事務所代表)
ナンシー・C・ドウ (憂慮するアジア研究者会報の共同編集者)
ビル・ドウ (憂慮するアジア研究者会報の共同編集者・発行者)
テレサ・フィットギボン (フレンド平和委員会)
ジョセフ・ガーソン (アメリカン・フレンド・サービス委員会
ニューアングランド地域事務所)
キャシー・ジルバード (全米法律家協会軍法委員会)
A・トム・グルンフェルド (歴史学教授 サニー／エンパイア・サイト大学)
ジェス・ヘイワ (日系アメリカ人連盟、アジア・太平洋諸島人ラムダ支部)
ジョン・ヒル (生存のための動員ボストン支部)
ルス・ハーバード (ハーバード名誉教授)
キャロル・ジャンコウ (サンディエゴ平和資料センター代表)
チャック・ジョンソン (非核アメリカ代表)
キャサリン・ジョンソン牧師 (正義と平和アジア太平洋センター暫定代表)
サラ・R・コリッツ (ボストン地域教会)
ロング・アイランド進歩同盟
ティム・M・マックグロイン(フィリピン民衆の友・コーディネーター)

ディビット・マックレイノルズ (前米国社会主義党共同議長)
全米法律家協会軍法委員会
ゲイル・オムヴェット (聖オラフ大学社会学部)
ロバート・パーキンソン (ジャーナリスト)
マイケル・ラトナー (憲法権利センター)
ナンシー・ロックウェル牧師 (ユイティッド・チャーチ)
チャールズ・シャイナー (WESPAC共同議長)
テッド・シェトラー博士 (医師)
アビゲイル・シャーマー (ボストン教師組合)
ペギー・シャーマー (安全な環境のための教育者の会)
クリスティ・セーマン (BCAS編集員)
ケン・セヘステッド (北米バプティスト平和委員会)
マーク・セルデン (ビンガムトン大学社会学部)
スティーブ・シャロム (ウイリアム・パターソン大学政治学部)
ビビアン・シャープルズ (カスカディア地域非暴力アクション)
ジョアン・シーハン (戦争抵抗連盟ニューイングランド)
マーク・ソロモン (シモンズ大学)
ポーリン・ソロモン (ハーバード大学事務技術職員労働組合)
クレイグ・J・シンプソン (戦争抵抗連盟)
H・キョース (コリア・レポート編集者、コリア情報資料センター)
ナンシー・スマール (パックス・クリスティUSA全国コーディネーター)
ジョー・フォーク (国家立法に関するフレンド委員会)
ジョージ・ウォルド (1967年ノーベル生理医学賞受賞者、ハーバード大学)
コラ・ワイズ (ピース・アクション・インターナショナル)
軍隊の狂気に反対する女性の会
S.マイケル・ヤスタケ (人種正義のための米・日委員会)
ハワード・ジン (歴史学者)
ロスリン・ジン
ステファン・ズネス (サンフランシスコ大学政治学教授)

連絡先 ジョン・ミラー(海外基地プロジェクト) POBox 150753, Brooklyn NY 11215
+1-718-788-6071, fbp@igc.apc.org

記事内容索引 | 第1号～第10号

各号の発行年月日：第1号(7.15), 第2号(8.1), 第3号(8.15), 第4号(9.1), 第5号(9.15),
第6号(10.1), 第7号(10.15), 第8号(11.1), 第9号(11.15), 第10号(12.1)

フランスの核実験			
フランス政府への反論	…1号	近づく非核南半球の時代	…10号
在日フランス大使館公報部コミュニケ	…1号	注目すべきオーストラリア・イニシャチブ	…10号
ムルローー放射能を含んだスポンジ	…1号	「核廃絶2000」からオーストラリア政府への申し入れ	…10号
ムルロア環礁の地図	…1号		
グリーンピース・ポート、ひそかにムルロア環礁に潜入	…1号		
やはり新型ミサイルの実験	…2号		
シラクは虎の尾を踏んだ—国境を越えて燃え広がる抗議	…2号		
インターネットで世界署名運動	…2号		
フランスの町と姉妹都市になっていませんか	…3号		
日本とフランスの姉妹自治体リスト(表)	…3号		
ムルロー? モルロア?	…4号		
マッキノン・NZ外相—核実験するならNPT無期限延長に協力しなかった	…4号		
環境破壊の事実はこれだけある—フランスの核実験	…5号		
国際司法裁判所に提訴された仏核実験	…5号		
核実験とポリネシア人の癌	…5号		
私が辺りにいる間は核実験をしないで欲しい—クリントン	…6号		
仏・シャルトル市長から桜井市長への返書	…6号		
ファンガタウファ環礁	…7号		
ムルローが再び噴火の可能性—ピエール・ヴァンサン	…8号		
中国の核実験			
中国は他の核保有国と違うか	…4号		
マッキノン・NZ外相—核実験するならNPT無期限延長に協力しなかった	…4号		
中国の核実験基地	…4号		
日本の核政策			
ASEAN地域フォーラムを積極外交の場に	…2号	1995.5.8～6.20 …2号 1995.9.11～10.2 …7号	
核実験反対国会決議の全文	…3号	1995.6.21～7.17 …3号 1995.10.3～10.20 …8号	
国会が核の傘を否定!!	…3号	1995.7.18～8.5 …4号 1995.10.21～11.5 …9号	
日本と中国の姉妹地区リスト(表)	…4号	1995.8.5～8.22 …5号 1995.11.6～11.20 …10号	
市民の肉声を発した国会議員	…5号	1995.8.23～9.10 …6号	
核兵器が安全を保障するとは、考えられません—新進党	…5号		
核の傘の下で核廃絶叫ぶ?	…6号		
村山首相、「核の傘は当然」	…8号		
「参議院予算委員会総括質疑速報」抜粋	…8号		
日本が核持ち込み隠蔽を要請	…9号		
日本—1965年の核兵器の亡失(米国務省メモ)	…9号		
国際司法裁判所—感動を呼んだ広島・長崎市長の陳述	…9号		
日本政府、広島・長崎市長の国際司法裁での口頭陳述	…9号		
現代の核兵器と核実験			
やはり新型ミサイルの実験	…2号		
CTBTは核不拡散の道具か核廃絶の道具か	…3号		
中国は他の核保有国と違うか	…4号		
環境破壊の事実はこれだけある—フランス核実験	…5号		
太平洋海兵隊の「核能力」解体、米「情報公開法」で確認	…8号		
核軍縮—CTBT、非核地帯、非合法性など			
ASEAN地域フォーラムを積極外交の場に	…2号	軍縮会議(CD)参加国(表)	…7号
CTBTは核不拡散の道具か核廃絶の道具か	…3号	ファンガタウファ環礁(図)	…7号
国会が核の傘を否定!!	…3号	「参議院予算委員会総括質疑速報」抜粋	…8号
マッキノン・NZ外相—核実験するならNPT無期限延長に協力しなかった	…4号	「核兵器のない世界をめざす議員連盟」結成会議・会議録	…8号
国際司法裁判所に提訴された仏核実験	…5号	ムルローが再び噴火の可能性—ピエール・ヴァンサン(論文全訳)	…8号
何を何のために禁止するか—CTBT交渉	…7号	日本—1965年の核兵器の亡失(米国務省メモ)	…9号
「ゼロ・イールド」しかし「核兵器専門家を温存せよ」	…7号	WHO提訴に対する35カ国提出文書の分析(表)	…9号
太平洋海兵隊の「核能力」解体、米「情報公開法」で確認	…8号	日本政府、広島・長崎市長の国際司法裁での口頭陳述	…9号
国際司法裁判所—感動を呼んだ広島・長崎市長の陳述	…9号	核艦船・航空機の寄港問題関連条項—非核地帯条約	…10号
日本政府、広島・長崎市長の国際司法裁での口頭陳述	…9号	「核廃絶2000」からオーストラリア政府への申し入れ	…10号
		在日米軍および基地に関する声明—米国平和運動	…10号

1995.11.6~11.20

(作成:笠本丘生)

GP=グリーンピース/NZ=ニュージーランド/ICJ=国際司法裁判所/AEAN=東南アジア諸国連合/APEC=アジア太平洋経済協力会議

●11月6日 仏人の67%が核実験に反対。仏マーケット調査会社による世論調査。別の調査機関による6月下旬の世論調査では59%が反対。

●11月6日 沼津市議会と市自治会連合会実施の「すべての国の核実験に反対し、核兵器廃絶を実現するための署名」、合計23万2,199人分集まる。署名は仏中大使館へ。

●11月6日 取手市議7人、10日に開催予定の中国・桂林市の訪問団を公費で接待する「市の歓迎レセプション」への欠席が明らかに。

●11月7日 広島・平岡市長、長崎・伊藤市長、ICJで日本政府証人として証言。核兵器使用は「国際法違反」と明言。外務省・河村審議官は明言される。(本誌9号参照)

●11月7日 米と欧州原子力共同体(EURATOM)との原子力協力協定、来年1月から最低3ヶ月間失効確実に。日原発の使用済み核燃料の欧州への輸送にも影響か。

●11月7日 国連イラク大量破壊兵器廃棄特別委員会のエケウス委員長、イラクが核爆発伴わずに放射能をばらまく「放射線兵器」開発中だったと明かす。進捗状況は「ある程度」。

●11月7日 GP仏支部、仏西部シェルブル港で日本から使用済み核燃料を運搬、入港の「パシフィック・ピンテール号」に対し抗議行動。

●11月7日 パペーテ・東京間のエールフランスの10月の搭乗率、予想の70%を大幅に下回る11%。同社アジア太平洋部門担当者明かす。

●11月7日 仏核実験再開抗議のため先月27日から横浜市と姉妹都市の仏・リヨン市訪問した古川直季・横浜市議、現地での活動内容を公表。

●11月7日 旭川市の自主サークル「旭川映画村」、12月5日に仏作品「パリ空港の人々」上映決定。「文化に制裁加えられぬ」と結論。

●11月8日 野坂官房長官、広島・長崎両市長のICJでの証言を支持する見解表明。外務省との意見調整図る考え方明かす。

●11月8日 東南アジア非核地帯構想に関し、中国、加盟各国の経済専管水域除外をASEANに要請の事実明るみに。ASEAN側は拒否。

●11月8日 新進党、衆院に提出の「国際開発協力基本法」に「核兵器の動向等を勘案」との条項盛り込む。

●11月9日 野坂官房長官、広島・長崎市長のIC

Jでの証言支持を改めて表明。外務省は「政府見解変更はあり得ぬ」と姿勢崩さず。

●11月9日 NZボルジャー首相、英メジャー首相と会談。メジャー氏、仏核実験支持を改めて表明。両国間に構の存在を確認。

●11月9日 仏核実験に抗議する京都大の学生ら20人、京都市左京区の関西日仏学館前でハンストと座り込み開始。12日までの予定。

●11月10日 英連邦首脳会議、オークランドで開催。最終日の声明とは別に「圧倒的多数国首脳が核実験継続非難」との声明発表。

●11月10日 仏全国経営者評議会のガンドア会長ら首脳、11月上旬の訪日予定キャンセルが明らかに。仏核実験に対する非難を考慮か。

●11月10日 ピキニ環礁で被爆した第五福竜丸乗組員の生存している15人中12人、C型肝炎ウイルス感染が明らかに。科技庁放射線医学総合研究所の定期健診で判明。

●11月12日 訪日調査参加の中国残留孤児67人に対する中核実験のアンケート。8割は態度保留。「戦争犠牲者として、核実験には納得できぬ」との意見も。

●11月12日 岐阜市で開催の「ノーベル賞受賞者を囲むフォーラム」で元ソ連大統領ゴルバチョフ氏、「核兵器全廃の必要性は不变」と表明。

●11月13日 英連邦首脳会議発表の共同声明に、10日発表の核実験非難声明そのまま盛り込まれる。南太平洋諸国強い要請による。

●11月14日 福岡市で開催のノーベル賞受賞者を囲む「フォーラム」でゴルバチョフ氏、「あらゆる目的の核実験を禁止すべき」と語る。

●11月14日 日本非核宣言自治体協議会、核実験中止求める江沢民・国家主席での要請文を大使館に提出。大使館側は受け取りを拒否。

●11月15日 NZマッキノン副首相、大阪で河野外相と会談。仏のCTBT無条件締結の確約、ロトンガ条約調印決定などへの日本の貢献を評価。

●11月15日 広島の被爆者団体など12団体でつくる「核実験中止広島緊急行動委員会」と、連合、原水禁、核禁会議の各中央組織、長崎の被爆者団体など、来年1月初旬を目標に仏での原爆展計画が明らかに。

●11月15日 ICJの口頭陳述法廷、全日程を終了。口頭陳述参加国22ヶ国中、約3分の2に当たる15ヶ国が「核使用は国際法違反」と主張。

●11月15日 仏共産党議員、核実験の環境影響調査する特別委設置を求める決議案を仏国民議会(下院)に提出。本会議上程は困難の見通し。

●11月16日 中国初の国防白書発表。核実験について「核兵器は自衛目的、実験も一貫して抑制」と従来の主張を展開。

●11月16日 新党さきかけ、「防衛計画の大綱」案に対する見解で、核廃絶への努力や武器輸出禁止3原則の再認識などの明文化を求める。

●11月16日 日本、南太平洋諸国などが提出の

核実験停止決議案、国連総会の軍縮・安全保障問題担当の第一委員会で採択。賛成95、反対12、棄権45。圧倒的多数での採決ならず。

●11月16日 仏ワイン、ポジョレ・ヌーボーの販売解禁、核実験問題と低価格ワインの攻勢で、受注は去年より2、3割減少。

●11月16日 東京・銀座のデパート前で仏製品の不買運動を続ける日本消費者連盟のメンバーが抗議のパフォーマンス。

●11月17日 日本など19ヶ国提出の「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議案」、国連総会第一委員会で採択。賛成144、反対ゼロ、棄権13。核廃絶掲げる決議は今年で2回目。

●11月17日 仏政府、伊・ベルギーとの首脳会談をそれぞれ中止、延期。核実験停止決議案採択に際し、両国が賛成に回ったのが理由。

●11月17日 台湾原発の放射性廃棄物の露での処理のため、来春、マルマンスクへ向け輸送船が台湾を初出航。ロ・港湾関係者明かす。

●11月17日 社会党広島県本部、ICJでの政府代表の陳述に対し、抗議を込めた公開質問状を河野外相あてに送付。

●11月17日 北朝鮮政府機関紙「民主朝鮮」、同国政務院(内閣)が、国内と同国周辺での核兵器、化学兵器の開発や実験、使用に反対する環境保護法施行規定承認と伝える。

●11月18日 江沢民・国家主席と米ゴア副大統領、大阪市内で会談。CTBTにゼロオプション盛り込みについて、米中の専門家協議で合意。

●11月18日 APEC首脳会談で豪キーティング首相、村山首相に核兵器のない世界での安全保障についての研究に日本の協力要請。

●11月18日 南仏、トゥールーズの広場で核実験に反対する市民、核実験反対の抗議行動。模擬核爆弾の下で「ダイ・イン」。

●11月19日 仏ルモンド紙、仏4回目の核実験は20日から21日と伝える。

●11月19日 立命館大生約50人、京都市内で学園祭恒例の仮装パレード。「101匹わんちゃん大行進」をもじって「101人反核大行進」。

米国防省の日米安保観を知るために必読文献◆翻訳出来!!

米国と日本国との安全保障関係に関する報告書(1995年3月1日)

「95米国防認可法 第1325項」全訳付

A4版、22ページ

発行:平和資料協同組合(準)

価額:300円(送料1冊190円)

申し込み先:平和資料協同組合

TEL. 045-563-5101 FAX. 045-563-9907

じっとしていられない人への掲示板 「ストップ核実験」FAX情報ネット

最新の行動情報・呼びかけが自宅や会社のFAXで24時間取り出せます。情報料は無料。通常の電話料金のみの負担。

①FAXの受話器をあげる。

②市民活動FAX情報ネット(03-3813-8180)にダイヤル。

③音声案内にしたがって、200#を押す。

④送信メッセージの後、ピーという音がしたら、FAXのスタートボタンを押す。

●音声情報を聞く場合は、③のところで201#を押すと録音された情報が流れます。

●この件についての問い合わせは

電話:03-3813-6490、FAX:03-5684-5870

担当:吉永

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000- (6ヶ月¥2,500-) です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志澤勝彦(平和資料協同組合)、笠本丘生(PCDS)、照屋みどり(PCDS)、金生英道(原水禁)、鈴木かづえ(グリーンピース・ジャパン)、伊波洋一(沖縄、PCDS)、コラ・ファプロス(非核フィリピン連合)、ローランド・シンプラン(非核フィリピン連合)、青木雅彦(反戦ドタバタ会議)、中田真里子(平和資料協同組合)、梅林宏道